

北海道公立大学法人札幌医科大学公告 53 号

北海道公立大学法人札幌医科大学会計規程（平成 19 年 4 月 1 日規程第 43 号）第 25 条の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和 8 年 3 月 9 日

北海道公立大学法人札幌医科大学 理事長 山下 敏彦

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和 7 年度において札幌医科大学が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（3）に定めるものとする。

（1）契約

令和 8 年 3 月 9 日に一般競争入札の公告を行う個人の被ばくによる線量の測定業務委託契約

（2）資格

個人の被ばくによる線量の測定業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。）

（3）役務等の種類

個人の被ばくによる線量の測定業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

（1）北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則第 3 条に規定する者（未成年者被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

（2）北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則第 4 条の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（3）北海道又は札幌医科大学が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（4）暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は札幌医科大学が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（5）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

（6）過去 2 年間に大学病院又は 600 床以上の病院において、種類、規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行されている者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会が、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2 の（8）に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

（1）申請の時期

資格審査の申請は、令和 8 年 3 月 9 日（月）から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時までの間にしなければならない。

（2）申請書類の入手方法

（郵送による場合）

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量 100 グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

（ダウンロードによる場合）

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、札幌医科大学のホームページにおいてダウンロードすることができる。

（3）申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行われなければならない。

5 資格審査の再申請

（1）再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規程に基づき設立された組合又はその連合会（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

（2）再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

8 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 札幌医科大学附属病院 医事課 業務係

(2) 所 在 地 札幌市中央区南1条西16丁目

(3) 電話番号 011-611-2111 内線 31170